

〇〇〇〇（行政区）防犯カメラの設置及び運用に関する規程（ひな形）

1 趣旨

この規程は、〇〇〇〇（行政区）が設置し、又は管理する防犯カメラの設置及び運用に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇〇（行政区）周辺における街頭犯罪、空き巣、窃盗等の未然防止及び早期解決を図り、地域の自主防犯活動を推進するとともに、行方不明者の発見など社会問題への対応等を目的に設置する。

3 管理責任者の設置等

- (1) 防犯カメラによる画像の適正な取得及び管理を図るため、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、〇〇〇〇（行政区）区長とする。
- (3) 管理責任者は画像の管理を適正に行うため、画像取扱者を置くことができる。
- (4) 画像取扱者は、〇〇〇〇（行政区）〇〇〇〇（役員）とする。
- (5) 管理責任者及び画像取扱者は、画像から知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 委託等に伴う措置

管理責任者は、防犯カメラの保守に係る作業を委託業者に行わせるときは、管理責任者もしくは画像取扱者の立ち会いのもと行わなければならない。

5 防犯カメラの設置場所

管理責任者は、防犯カメラを設置目的に合致する最小限の撮影範囲となる適切な場所に設置するものとする。なお、設置の場所及び設置台数については、別紙配置図のとおりとする。

6 防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、各防犯カメラの撮影対象区域周辺の見やすい場所に、次に掲げる事項を容易に視認できる方法により表示するものとする。

- (1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨
- (2) 設置者名等

7 画像の保存等

- (1) 管理責任者は、画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。
- (2) 管理責任者は、防犯カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写してはならないものとする。
- (3) 画像取扱者は、管理責任者の許可なく、画像を記録した記録媒体を画像表示装置または録画装置の設置場所以外に持ち出してはならないものとする。
- (4) 画像の保存期間は、原則として14日間とする。ただし、これにより難い事情がある場合は、管理責任者が保存期間を別に定めるものとする。
- (5) 保存期間を経過した画像は、漏えい、流出等防止のため、これを確実に速やかに消去するものとする。

8 画像の利用及び提供する場合の手続き

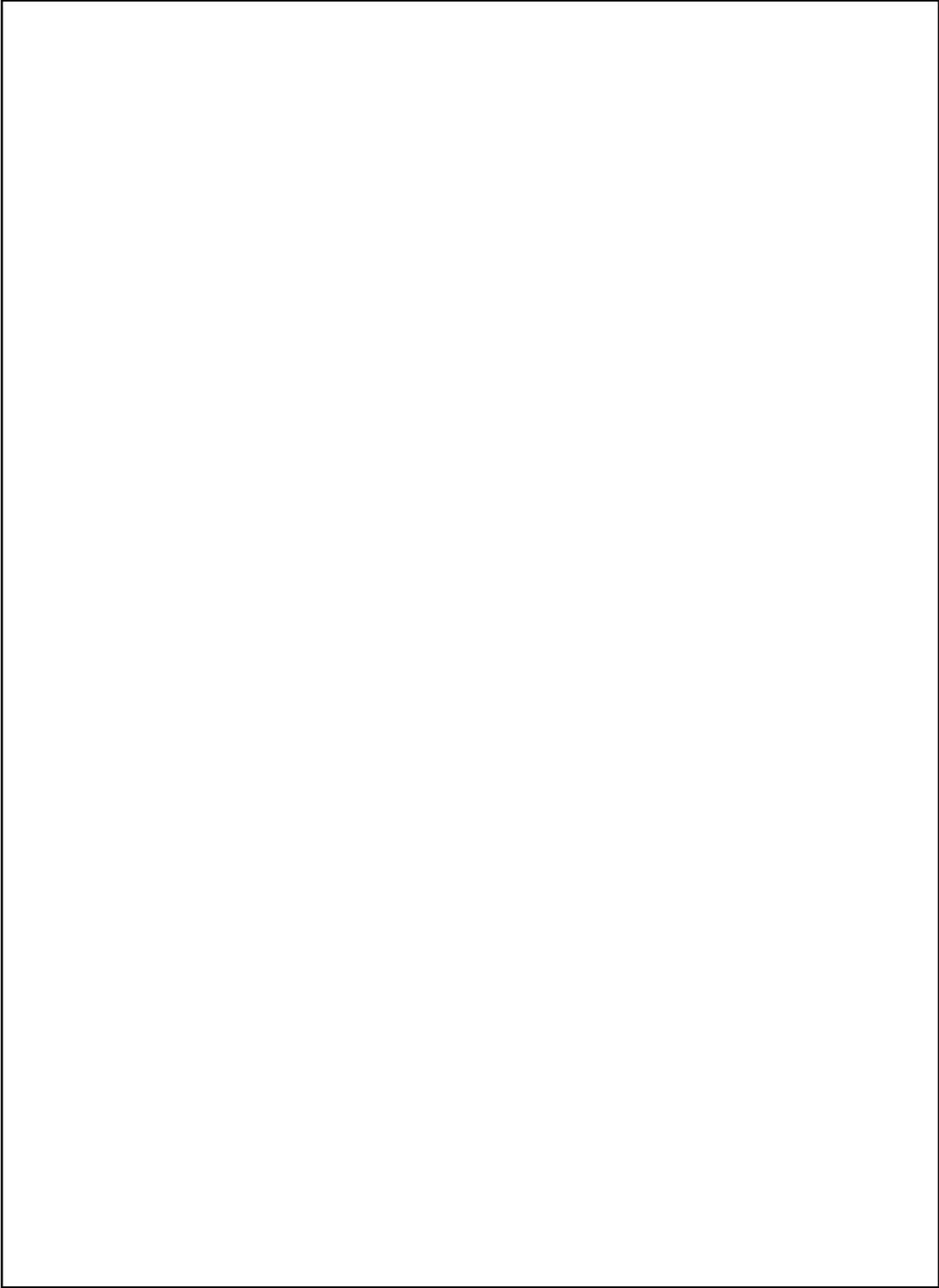
管理責任者は、法令に基づく場合を除き、画像を設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、保護法第69条第2項の規定により行うときは、この限りでない。なお、画像を設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供するときは、個人情報画像閲覧簿（別記様式）に記録し、管理しなければならない。

9 苦情の処理

管理責任者は、防犯カメラによる特定の個人を識別できる画像の取扱いに関する苦情を、適切に処理しなければならない。

この規程は、令和 年 月 日から実施する。

別紙（配置図）



別記様式

個人情報画像閲覧簿

閲覧日時	年 月 日 時 分				
閲覧場所					
閲覧者	所属				
	氏名				
	連絡先				
閲覧目的					
撮影場所					
撮影期間	年 月 日 時 分から				
	年 月 日 時 分まで				
画像提供	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し				
立会者					
特記事項					